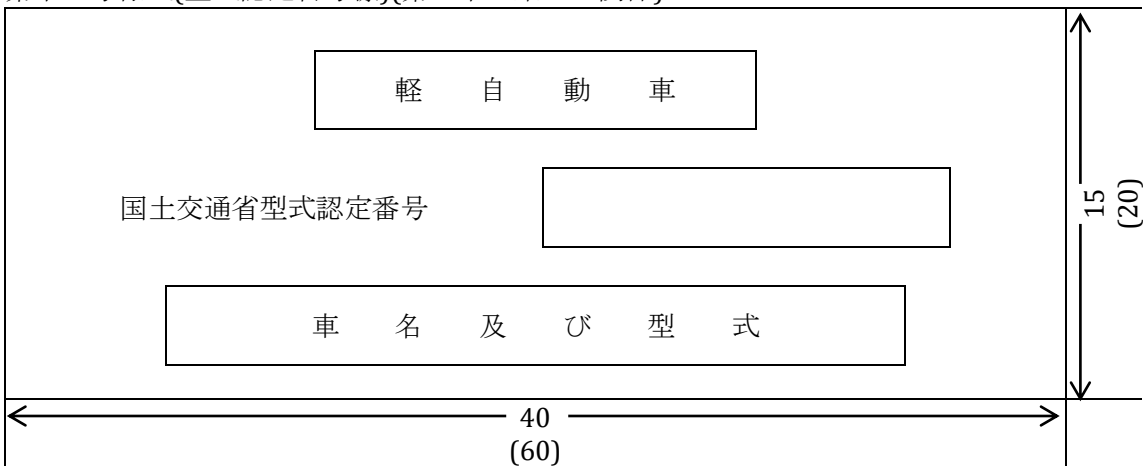
第十六号様式(型式認定番号標)(第六十二条の三関係)




備考

(1)　型式認定番号標は、金属製とし、図示の例によること。

(2)　寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、かつこ内に示す寸法は、小型特殊自動車に表示する場合の寸法とする。